

令和 2 年 第 3 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和 2 年 2 月 1 2 日（水）午後 1 時

場 所：教育委員会室

教育長	千葉孝
教育長職務代理者	古巻勲
委員	蓮沼千秋
委員	石井正治
委員	庭野正和

事務局	教育推進課長事務取扱			
	教育委員会事務局参事	柴田靖弘		
	学務課長	田島勉		
	指導室長兼教育研究所長	近津勉		
	学校施設担当課長	石塚修		

書記	教育委員会事務局			
	教育推進課庶務係長	岡田隆史		
	同 主査	志村一彦		

千 葉 教 育 長	開会時刻 午後1時 ただいまから、令和2年第3回教育委員会定例会を開催いたします。 本日は、1名の方から傍聴のお申し出がありますが、許可してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、傍聴人の方の入室を許可します。 〔傍聴人入室〕
教 育 長	日程第1、署名委員を決定します。蓮沼委員と庭野委員にお願いします。 続いて、日程第2、議案の審議及び、日程第3、教育関係事務報告について順次審査しますが、ここで進め方についてお諮りします。 第3号議案、教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取については、教育に関する条例案について、第1回江戸川区議会定例会で審議するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から教育委員会に対して意見聴取されたものです。 本件は、議会に上程される前の議案に関することであり、政策形成過程にある案件であります。 また、第4号議案、教育管理職の異動について、及び教職員の人事についての報告は、人事に関する案件であります。 以上の議案及び報告については、江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める、秘密会として審議したいと思います。 この発議に賛成の方は、挙手をお願いします。 〔賛成者挙手〕
教 育 長	賛成多数と認めます。これより会議は秘密会となります。 なお、3号議案については、議案が議会に上程された後に、議事録の公開を可能とします。 傍聴人の方は、退室をお願いいたします。 なお、秘密会終了後の再入室は可能となります。

	〔傍聴人退室〕 〔秘密会〕 〔政策形成過程期間が終了したため秘密会部分を公開〕
教 育 長	それでは、第3号議案を審議いたします。 内容について、事務局から説明をお願いします。
柴田教育推進 課長事務取扱 教育委員会事 務局参事	第3号議案、教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取についてでございます。 区長から教育長宛ての通知文を、写しをお配りしてございます。記書にございますとおり、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。お手元に横判で新旧対照表をお配りしてございます。 なお、この条例案につきましては、昨年度、この時期に区議会第1回定例会に上程する、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正するということで審議をいただき、この4月から新たに改正したものが、この今お配りしているもの、第十条の2項についてが記載をさせていただいたものでございます。そのときの、この第十条第2項、上の欄を見ていただきますと、時間外勤務に関しその上限時間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定めるというものは、昨年改正させていただいた一文でございます。 今、働き方改革を国が進める中で、一昨年に労働基準法が改正されまして、その時間外勤務に関する上限というものが示されました。これを受けまして、労働基準法で適用外である地方公務員、そして教育公務員もこれを準ずるということで、昨年度改正をされたものでございます。 この規則は、その後に改正をさせていただき、その規則の中で上限、1カ月45時間といったもの、1年間で360時間というような規定を昨年度改正をさせていただき、4月から施行をしてございます。 今回の改正につきましては、昨年1月25日、中教審の答申におきまして、こうした上限の設定というものを行うべきであると。行うに当たっては、文部科学省は法的根拠を持つべきであるという指摘がなされた中でありました。 同日付で、文部科学省は、この上限のガイドラインというものを示してございます。そのガイドラインの中にありますのは、今言ったような昨年改正

した時間外に関する時間と同様に、今度は教員の場合は時間外という概念が、超勤4項目ということで示されております。

この中教審が言った、その法的根拠ということは、この給特法の改正を求めるということになります。そのときはそちらが改正されませんで、昨年度は時間外勤務の上限を決める改正をしたものであります。

今回は、12月に国がこの給特法を改正いたしました。その内容は、中教審からの答申にもありましたとおり、単に時間外だけではなくて、その他の在校時間、在校等時間ということで、自己研さんというような時間を除いたり、休憩時間を除いたり、その他に、ただ在校して業務を行うものも在校等時間として考えるんだという考え方が示されまして、それを今回の12月に給特法が改正されて、うたい込まれました。

これを受けまして、服務監督権者である教育委員会は条例規則で定めなさいというのが国からの通知で、この1月20日付けでまいりました。今回の改正の準則につきましても、1月24日付で示されたものであります。

実は、この手続をとるに当たりまして、本来であれば、教育委員会でこの条例改正案を議案としてご審議いただいた上で区長に上程し、この意見聴取を受けるというのが通常の手続でございますが、今回、国の改正の手続きがおくれたということで、今回の1定で追加議案として提出をさせていただくものであります。

大変恐縮ではございますが、この意見聴取の中で、あわせて説明をさせていただくという手続になってしまいましたことを、ご理解いただければと思います。

内容でございます。先ほども申しました、昨年改正した十条の2項に続いて、今度は業務量の適切な管理等ということで、ここに示されているとおり、職員の健康及び福祉の確保を図る点より、幼稚園教育の水準の維持・向上に資するために、職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、これがいわゆる給特法でございますが、第七条に規定する指針に基づき、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定めるところにより行うものとするという条文が、今回加わったものであります。

規則につきましても、また改めて、ここで、この後、教育委員会に議案として上げさせていただきたいと思っております。内容としては、先ほど申し上げたとおり、1カ月の在校等時間の時間が1カ月当たり45時間を超えてはならない、1年間では360時間を超えてはならない、そういう規定が加わると

	いような規則改正を予定してございます。 ということでございまして、内容としては、今回の条例改正案については、この第十九条の二が加わるという内容となつてございます。 なお、この条例は令和２年４月１日から施行すると、付則でうたつてございます。 今回は、私どもは区の教育職員として、幼稚園職員については条例規則を持っておりますが、学校の先生方については都の職員ということで、東京都においても同様な条例改正、規則の規定というものがされるということになると思います。 改正内容の説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。
教 育 長	ありがとうございます。ただいまの点につきまして、何かご質問、ご意見、ありますでしょうか。
古 巻 委 員	給特法が変わるということですね。
教育推進課長	給特法は、第七条の変更がありまして、このような内容が今回。法律のほうで変わっております。 それから、もう１点、その給特法でうたわれたものは、１年間の単位で変形労働時間制を設けることができると、規定が変わつてございます。 この２点が、給特法の改正の項目となつてございます。変形労働時間制については、文部科学省がそれぞれの服務監督権者で検討するということをおっしゃっておりますが、まだこちらについては今後のことであろうというふうに思つてございます。
教 育 長	他になれば、第３号議案の意見聴取に対しては、異議なしと決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、異議なしと決定し、区長にその旨回答いたします。 〔秘密会〕

	〔秘密会終了〕 〔傍聴人入室〕
教 育 長	次に、令和元年度第11回中学生「東京駅伝」大会結果報告について、事務局からご説明をお願いします。
指 導 室 長	それでは、私から、令和元年度第11回中学生「東京駅伝」大会結果報告につきまして、申し上げます。 資料をごらんください。開催日時でございますが、令和2年2月2日、日曜日、天候は晴れでございました。 7番の結果でございます。女子の部、男子の部ともに大会新記録による第1位、総合第1位という結果でございます。 なお、参考までに、過去の開催の結果につきまして、一覧表にまとめさせていただいてございます。委員の先生方におかれましては、当日、会場までお運びいただきまして、応援いただきました。どうもありがとうございました。 以上でございます。
教 育 長	ありがとうございます。ただいまの報告に何かご質問、ご意見ありますでしょうか。
蓮 沼 委 員	私も当日参加させていただいて、とても子どもたちの頑張りに感動したのですが、恐らく教育長を初め、いろんな方の動きの中で頑張った子どもたちの報告会のようなものをしていただければ、励みになると思います。一応聞いている範囲では、来年度でこの東京駅伝大会は終了するということですが、また来年度に向けて、子どもたちの頑張りを期待できるかなと思っているところです。 なかなか、私も去年監督等をやらせていただきましたけども、八王子だとか、世田谷だとか、練馬だとか、町田だとか、学校数も多いし生徒たちもたくさんいるし、陸上が盛んなところがたくさんある中で、こういう成績をとるというのは大変です。江戸川区は本当に指導者がよくて、解説者の方々もいつも選手だけほめているんですけども、今回、初めて、江戸川区の指導体制とか、計画的に練習をやってきたことをほめてくださって、とてもよかったなど。 実際に男子や女子の監督たちと話して、何かそういったことも言っていた

石 井 委 員	だいて、とても何か報われたような感じがするということです。子どもたちも、それに応えて、とても前向きで、チーム江戸川としてやれたのが誇りだと思っているところでございます。 広報とか、今ホームページなんかにも出していただいて、ありがたいなと思っています。 私も参加させていただいて、応援もさせていただいたのですが、このコースに特設周回コースというのがあるんですけども、フィールドと少し離れて、飛行場に沿うような格好でしばらく行って戻ってくるんです。私自身、この場所に行く都合から、その特設周回コースを通してフィールドに行ったんですけども。そこで気がつきましたのが、江戸川区ののぼりが立っているんです。これは選手の生徒諸君がここを通ったときに、あら江戸川区があるというようなことで、すごく嬉しいだろうな、なんていうことも感じました。私自身は、結構ぎりぎりの時間だったんですけども、もうのぼりがそこに立っているということは、事務の皆様方が、先生方も含めて、朝早くからそこまで行かれて、のぼりを立ててくださっているというようなことで、大変ありがたいなと思いました。ありがとうございました。
庭 野 委 員	私も応援に駆けつけさせていただきましたけれども、女子チームのコーチの先生が、実は同じ町内に住んでいまして、頑張りますからねというふうに聞いておりましたので、ぜひいい結果になればいいなと思って見ていました。案の定、しっかりとぶっちぎりの優勝ということで、本当にうれしいなというふうに思いました。 応援に来てくださっていた方々はもちろんですけども、選手、あるいは家族の皆さんも、きっとすばらしい応援をしてくれたのではないかなというふうに思っています。 来年が最終回というふうにお聞きしておりますけれども、その最終回に、優勝をしたいということで、開会式で宣誓する権利も得ましたし、有終の美を飾っていただけるのではないかとというふうに期待をしているところです。ぜひ、また頑張ってくださいたいなと思います。ご苦労様でした。
古 卷 委 員	私は所用があって、自宅で少しテレビ観戦をしたのですが、一般の区民の方は、関心があるのか知らないのかよくわかりませんが、私は、もう少し騒いでもいいのではないかとというふうに、個人的には思いました。 大変素晴らしく、50チームある中でも常に上位にいる、もう5位以内、

	3位以内、あるいはもう優勝ということでもって、誇りある本区の伝統というか、そういう形でもって広く知らしめてもいいのではないかなというふうには、個人的には感じましたので、一言申し上げます。
指 導 室 長	申し遅れましたが、今後、大会の結果につきましては、懸垂幕等を作成いたしまして、庁舎、あるいは区内の各施設に掲示をして、広く区民の皆様にもお披露目をさせていただきたいというふうに思っております。
蓮 沼 委 員	実質的には来年が10回目なんです。何とか来年も頑張ってもらえれば、ちょうど5回優勝するということで、半分を江戸川区がというのがあるから、それを目標に頑張ってくればなど。
教 育 長	ありがとうございました。よろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	他になれば、ただいまの報告事項を了承いたします。 次に、いじめ電話相談（令和元年度1月分）について、事務局から説明をお願いします。
教育研究所長	それでは、私から、いじめ電話相談（令和元年度1月分）につきまして、ご報告申し上げます。資料をご覧ください。 1月の月別相談件数は2件でございました。学年別、男女別でございますが、小学校4年生男子が1名、中学校1年生男子が1名でございます。 内容でございますけれども、まず、小学校4年生の件につきましては、乱暴な子のいじめの標的になっているというようなことで、いじめが継続しているということについてのご相談でございました。 なお、この相談者のこのケースにつきましては、このいじめが始まった当初より、学校、それから教育委員会も把握をしてございまして、相談を受け付けておりました。また、学校では、特に副校長が中心となって丁寧な対応をしてきたケースでございます。 このたび、特定の子から暴力を受けた際に、たまたま副校長が相談に乗ることができず、この保護者が心配に思って、研究所へ相談をしてきたというケースでございます。 現在は、学校のほうで丁寧に対応いたしまして、保護者の不安も落ちつい

	ているというような状況でございます。また、当該児童の行為についても、丁寧な見守りをし、現在は落ち着いているというところでございます。 続きまして、中学校1年生の相談でございます。こちらにつきましては、当該の生徒の保護者が、当該生徒の携帯電話のSNSの通信の内容を見たというか、その内容、やりとりを見て、そのやりとりの中でその子がSNS上で非難を受けているということに気がつきました。その内容から、当該の保護者がこういった対応をしたらいいのかということで、研究所にご相談をいただいているものでございます。 研究所からは、学校や教育委員会等に相談をするように提案しております。 なお、現時点で、この件について教育委員会のほうへのご相談はございません。 私からの報告は以上です。
教 育 長	ありがとうございます。ただいまの件でございますけれども、何かご質問、ご意見あれば、よろしくお願いします。
石 井 委 員	中1のSNSの件ということなんですけど、こちらは学校への相談はされているということでしょうか。
教育研究所長	匿名でのご相談、学校名等もおっしゃらなかったということでございまして、特段、現時点で学校にご相談をいただいたのかどうかということについては、把握できてございません。
石 井 委 員	一般論としまして、SNS上で中傷、出ているというようなときには、どういう対応をするのがベストだというふうに、世間では言われているのでしょうか。
教育研究所長	まず、こうしたことに気がついた場合には、学校等へご連絡をいただきます。学校等では、その関係している生徒から聞き取りを行い、もしSNS上にそうした誹謗や中傷等の記録が残っている場合には、それを全て削除させて、謝罪等をして和解をするといったことが一般的な対応になろうかというふうに考えております。
石 井 委 員	私自身もSNSを使っている一人でもありまして、職場ではSNSの使い方ということで、いろいろと教育も受けてもおります。そこで一番わかりや

蓮 沼 委 員	すかったのは、SNSに何か投稿します、では、あなたは投稿したことを、大手を振って上げまして、自分の家の前に立てますかということで、そういう投稿であれば全然オーケーですよ。そうでなかったら、それは不適切な投稿なんだというようなことを聞きまして、ああそうだなと背筋が寒くなるような思いをしたことがありました。ありがとうございます。 中学校では、ほとんど全校でこういった問題に関して専門業者を呼んだりとか、警察の関係の方を呼んで、その怖さだとかというようなこともいろいろやっていると思うので、そういったものを少しずつ成果として。 よく言われていたのは、スマホのSNSというか、スマホ全体でそうなのですけれども、正しく怖がって賢く使うと。そういったようなフレーズがあるのですけれども、そのとおりだなと思いながら、各学校もそういった業者も含めたところと連携しながら、安易にこういったことを活用して、こういう事態になってしまったというような例も挙げてやっていただくと、とても説得力もあります。 そういったときに、もちろん生徒が対象のメインなのですけれども、保護者の方にも来ていただくといいですよ。しっかり家庭でのルールとか、前に、「江戸川っ子、ルール」とか、そういうのもありましたけれども、今まさにリンクした形でやっていただいています。このいじめの利用相談も少なくいいなと思っています。少なくというか、本当はゼロであってほしいと思っているのですけれども、今後も継続して、そういった取り組みをしていく必要があると思っていますところ。
教 育 長	他になれば、ただいまの報告事項を了承いたします。 以上をもちまして、令和2年第3回教育委員会定例会を終了します。 閉会時刻 午後1時50分